本号で公布された法令のあらまし

◇個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三二四号）（個人情報保護委員会）

一　個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　ＤＮＡを構成する塩基の配列、容貌、虹彩の模様等一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの、旅券の番号等及び一定の証明書に発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める符号等を個人識別符号に位置付けることとした。

2　心身の機能の障害があること、医師等により行われた健康診断等の結果、医師等により指導、診療、調剤が行われたこと、刑事事件に関する手続又は少年の保護事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等を含む個人情報を要配慮個人情報に位置付けることとした。

3　不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであること、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと、不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること、生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであることのいずれにも該当する個人情報を含む情報の集合物を個人情報データベース等から除くものに位置づけることとした。

4　個人情報保護委員会から事業所管大臣への権限の委任に関する手続等を定めることとした。

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

再就職者の在職機関が個人情報保護委員会へ移管する事務を所掌していた場合に、当該再就職者による個人情報保護委員会事務局職員への働きかけを禁止するため、改正前の個人情報の保護に関する法律における主務大臣の事務をつかさどる各府省庁を当該在職機関として追加することとした。

三　金融庁組織令の一部改正関係（第四条関係）

検査局の所掌事務に個人情報の保護に関する法律の関連事務を追加することとした。

四　個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正関係（第六条関係）

参事官の事務に個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督等を追加することとした。

五　経過措置（第七条関係）

行政機関間で権限の委任が行われた場合等にも個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第六五号。以下「改正法」という。）附則第四条が適用されるよう必要な読替えを定めることとした。

六　その他関係政令の一部改正関係（第二条、第五条、附則第二項及び第三項関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令、財務省組織令等の関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

七　この政令は、改正法の施行の日から施行することとした。

◇被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害を定める政令（政令第三二五号）（法務省）

1　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の災害として、平成二十八年熊本地震による災害を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十四号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項、第三項、第四項本文及び第十七条第二項第六号、第四十四条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第四十七条第二項、第七十七条並びに第八十一条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第十二号、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第三項及び第四項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第六十三条第四項並びに個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）

第二章　経過措置（第七条）

附則

第一章　関係政令の整備

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を削る。

第十一条第一項中「第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、個人情報取扱事業者」を「第四十条第一項に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第四十四条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等」に、「主務大臣が」を「事業所管大臣又は金融庁長官が」に、「、検査、勧告その他の監督」を「又は検査」に、「法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限に属する事務」を「検査等事務」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「主務大臣」を「事業所管大臣又は金融庁長官」に、「同項に規定する事務」を「検査等事務」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「同項に規定する主務大臣の権限に属する事務」を「検査等事務」に、「速やかに、その結果を主務大臣」を「第十四条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第一節又は第二節の規定に違反する行為があると認めたときは、直ちに）、その間に行った検査等事務の結果について同項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項に規定する」を「の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う」に、「法及びこの政令中これらの規定に規定する事務」を「当該検査等事務」に、「主務大臣に関する」を「個人情報保護委員会に関する法第四十条の」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第二十一条とする。